

## 0・1・2歳児クラス用

## 令和3年度認証保育所等保育料補助金のお知らせ

杉並区では、待機児童対策の一環として、認証保育所等にお子さんを預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の補助を行っています。以下の内容をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

なお、この補助金制度は待機児童の状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

## 1. 補助対象施設と対象者

対象施設	対象者
認証保育所(区外も含む)	次の①～③の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月ぎめ保育契約により入所していること ③ <u>保育の必要性の認定を有すること</u> (注2)
認可外保育施設(区外も含む) 東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設(注1) ただし、企業主導型保育施設に在園している非課税世帯を除く	
杉並区グループ保育室	杉並区グループ保育室に在籍している児童の保護者

(注1)東京都のホームページのベビーホテル、その他の認可外保育施設が対象です。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

(注2)保育を必要とする事由を有する期間を含みます。詳細はP2「4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件」を参照ください。

## 2. 提出書類

全員提出	
杉並区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 杉並区認証保育所等利用費請求書(兼口座振替依頼書)	
該当する方のみ提出	
令和2年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和2年度住民税課税(非課税)証明書 ※保育所入所申込等ですでに保育課に提出している場合は不要 ※国内に住民登録がなかった方は、前年の収入を基に決定するため、給与証明書等をご提出ください。
令和3年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和3年度住民税課税(非課税)証明書 ※保育所入所申込等ですでに保育課に提出している場合は不要 ※国内に住民登録がなかった方は、前年の収入を基に決定するため、給与証明書等をご提出ください。
<u>認証保育所、認可外保育施設在園の場合</u>	① <u>支給認定申請書 + マイナンバー記入用紙 + 保育所等を利用していない理由書</u> ※すでに「保育の必要性の認定」を受けている場合は不要 ※マイナンバーについては区ホームページ保育ホットナビの「支給認定に係る手続きの際にはマイナンバーを提供してください」をご確認のうえ、必要書類をご準備ください。 ②P2「4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件」の <u>必要書類</u> ※補助金申請日より半年以内に必要書類を提出している場合は不要

※令和2年度に申請し交付決定を受けた方も、令和3年度に改めて申請が必要です。また、年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請書の内容が変更になった場合も改めて申請が必要です。

## 3. 申請期限・申請後のスケジュール

## 注意

補助金はさかのぼって交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。

※申請した期以降は、第4期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和3年4月～6月分	<u>令和3年6月30日(水)</u>	令和3年7月22日頃	令和3年8月上旬
第2期	令和3年7月～9月分	<u>令和3年9月30日(木)</u>	令和3年10月22日頃	令和3年11月上旬
第3期	令和3年10月～12月分	<u>令和3年12月28日(火)</u>	令和4年1月21日頃	令和4年2月上旬
第4期	令和4年1月～3月分	<u>令和4年3月25日(金)</u>	令和4年4月22日頃	令和4年5月上旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した補助金額は、申請書記入の口座(当該児童の保護者に限る)へ振り込みします。

※交付決定通知時期・振込時期については審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な内容の確認がとれない場合は、交付決定通知、振込が遅れる場合があります。

※年度内に審査に必要な内容の確認がとれない場合、審査対象外となり、補助金のお支払いはできません。

#### 4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件

##### 重要 認証保育所・認可外保育施設在園中の方へ

① 保育の必要性の認定を有する月から補助金交付対象となります。

※下表「保育を必要とする事由」を有する期間を含む。ただし、P1「申請期限」までに申請書が提出された場合に限る。

② 下表をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

※すでに「保育の必要性の認定」の申請をしており、補助金申請月より半年以内に必要書類を提出している場合は不要。）

保育を必要とする事由	補助対象期間	必要書類(詳細は補助金交付申請書裏面参照)
就労 (月48時間以上就労することを常態とすることが要件)	保育を必要とする期間 ⇒ <u>育児休業中の場合は原則対象外(復職月から補助対象)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社勤務の方 ⇒就労(予定)証明書 (保育課指定の書式→区HPよりダウンロード可)</li> <li>●自営業の方 ⇒①就労状況申告書 (保育課指定の書式→区HPよりダウンロード可) ②自営の状況が分かる資料</li> <li>●育児休業取得中の方 ⇒復職後、復職証明書をご提出ください (保育課指定の書式→区HPよりダウンロード可)</li> </ul>
疾病または障害	保育を必要とする期間	医師の診断書または各種手帳の写し
介護または看護		介護状況申告書および介護にかかる関係書類
災害復旧		り災証明書等の写し
妊娠または出産	出産予定月の前2ヶ月から、出産(予定)日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)
求職活動	3ヶ月間 ⇒ <u>求職期間が3ヶ月を超える場合、4ヶ月目以降は補助対象外</u>	求職活動をしていることが確認できる書類(ハローワークカードの写し等) →就労開始後、就労要件の必要書類をご提出ください
就学(職業訓練)	在学している期間	在学証明書・入学許可書等(在学期間がわかるもの)、カリキュラム、時間割等の写し
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
育児休業	<u>当該児童以外のお子さんの育児休業期間(2歳になる年度末まで)</u> ※ <u>当該児童が育児休業取得前より同一施設を利用している場合に限る</u>	育児休業期間が記載された就労証明書
その他上記に類する状態として区が認める場合	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
<b>該当する方のみ</b>	<b>必要書類</b>	
ひとり親の方	申請者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	
外国籍の方で永住権がない場合	在留カードの両面の写し	

※必要書類の詳細については「令和3年度保育施設利用のご案内」のP2「保育の必要性の認定について」をご確認ください。

また、家庭状況に変更(就労先の変更・退職等)が生じた場合は、保育課保育相談係までご連絡ください。

## 5. 1ヶ月あたりの補助金額

対象施設	補助金額
認証保育所 【参考①参照】	「認証保育所保育料(80,000円を上限とする)」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額
認可外保育施設 【参考①参照】	「認可外保育施設保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額で3万円を上限とする
杉並区グループ保育室 【参考②参照】	同条件で杉並区保育室に入所した場合の保育料との差額

※4月～8月は令和2年度の区民税所得割、9月～3月は令和3年度の区民税所得割の世帯合計額により補助金額を算定します。

※未婚のひとり親の方が4月～8月分の申請をする場合は、住民税に寡婦(夫)控除が適用されないため、保育課保育相談係までご連絡ください。

※認証保育所等保育料には延長保育料・教材費・年会費・実費払いとして発生する夕食代・おむつ代等の経費は含みません。

※「認可保育所に入所した場合の保育料」とは、原則、負担軽減・減額を適用しない保育料(標準時間)とします。なお、ご家庭の状況に応じて負担軽減が適用される場合がありますので、P4「6.負担軽減制度」をご確認ください。

### 【参考①】令和3年度認可保育所保育料(標準時間)

階層	区民税所得割額	0歳児	1・2歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B	区民税非課税世帯	0円	0円
C	区民税均等割のみ課税世帯	2,200円	2,000円
D1	区民税所得割5,000円未満	2,800円	2,600円
D2	5,000円以上8,200円未満	3,700円	3,400円
D3	8,200円以上11,100円未満	8,000円	7,300円
D4	11,100円以上20,000円未満	9,900円	9,100円
D5	20,000円以上33,300円未満	11,200円	10,300円
D6	33,300円以上48,600円未満	18,400円	16,900円
D7	48,600円以上57,700円未満	18,800円	17,200円
D8	57,700円以上77,100円未満	22,900円	21,000円
D9	77,100円以上97,000円未満	25,800円	23,600円
D10	97,000円以上128,500円未満	28,300円	25,900円
D11	128,500円以上169,000円未満	30,600円	28,000円
D12	169,000円以上183,500円未満	33,000円	30,200円
D13	183,500円以上211,200円未満	35,000円	32,100円
D14	211,200円以上233,700円未満	37,200円	34,100円
D15	233,700円以上256,300円未満	39,000円	35,700円
D16	256,300円以上283,700円未満	41,000円	37,600円
D17	283,700円以上301,000円未満	42,800円	39,200円
D18	301,000円以上338,500円未満	44,600円	40,900円
D19	338,500円以上366,000円未満	46,200円	42,300円
D20	366,000円以上397,000円未満	48,000円	44,000円
D21	397,000円以上435,400円未満	52,000円	47,700円
D22	435,400円以上481,300円未満	58,600円	53,700円
D23	481,300円以上540,800円未満	64,400円	59,000円
D24	540,800円以上616,100円未満	69,000円	63,200円
D25	616,100円以上715,000円未満	73,200円	67,100円
D26	715,000円以上850,900円未満	77,500円	71,000円
D27	850,900円以上1,150,000円未満	82,200円	75,300円
D28	1,150,000円以上1,300,000円未満	89,000円	82,200円
D29	1,300,000円以上	92,400円	89,000円

### 【参考②】令和3年度杉並区保育室保育料

保育時間\区民税所得割額	非課税(※)	2万円未満	2万円以上	14万円以上	35万円以上	56万円以上	85万円以上
0～2歳児	8時間まで	0円	7,000円	13,000円	27,000円	45,000円	60,000円
	11時間まで	0円	10,000円	16,000円	30,000円	49,000円	66,000円

※0～2歳児の非課税世帯及び3～5歳児の保育料は、幼児教育・保育無償化による給付を行い、利用者負担額は実質的に0円としています。

## 6. 負担軽減制度

対象施設	対象者	①交付額/②提出書類
認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税(4月～8月：令和2年度、9月～3月：令和3年度)</li> <li>・生活保護世帯、里親世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けた世帯</li> <li>・保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第3子</li> </ul>	<b>①交付額</b> 原則、全額補助 ※認証保育所上限額 ⇒80,000円 ※認可外保育施設上限額 ⇒60,000円 ※グループ保育室上限額 ⇒杉並区保育室に準ずる
認可外保育施設		<b>②提出書類</b> 「杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書」＋対象であることが確認できる書類(詳しくは保育課保育料担当にお問い合わせください。)
杉並区グループ保育室	杉並区保育室の負担軽減制度に準ずるため、別紙「令和3年度杉並区保育室保育料について」(注)をご確認ください。	

(注)区ホームページ「保育ホッとナビ」よりご覧いただけます。

## 7. 住民税非課税世帯の保育無償化について

住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの保育料は一部無償化となります。

- 国、都、区の公費から、認証保育所は7.7万円を上限に、認可外保育所は6万円を上限に、利用費を給付いたします。
- 延長料は無償化の対象外です。
- 提出書類・提出期限・給付対象条件等は本補助金と同様です。P1～2をご覧ください。
- 企業主導型保育施設に在園中の非課税世帯の方は、国からの給付になりますので、在園中の保育施設へお問い合わせください。



### 【提出先・お問い合わせ】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
 杉並区子ども家庭部保育課保育料担当  
 TEL: 03-3312-2111(代表)